

16 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

(イ) 軽油の引取数量等

区 分	数 量	
引 取 数 量 ①	KL 422,325	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	206,783	
課 税 対 象 数 量 ① - ② ③	215,542	
欠減量 {	特約業者分 1 / 100	1,897
	元売業者分 0.3 / 100	78
計 ④	1,975	
課 税 標 準 量 ⑤	213,567	
③-④		
そ の 他 (申 告 納 付) の 分 ⑥	324	
課 税 標 準 量 合 計 ⑦	213,891	
⑤+⑥		
登 録 特 別 徴 収 義 務 者 数 {	合 計	124 (42)
	元 売 業 者	18 (0)
	特 約 業 者	106 (42)

(2) 課税対象とならない「軽油」に関する調

(イ) 業種別

区 分	免税軽油使用 者数等	課税免除 数量
合 計	人 4,371	KL 207,819
法 第 1 4 4 条 の 5 関 係	37	18,130
輸 出	3	1,706
課 税 済 み	34	16,424
法 附 則 第 1 2 条 の 2 の 7 第 1 項 関 係	4,326	187,749
船 舶	1,426	173,438
自 衛 隊 (機 械 等)	2	126
鉄 道 事 業 ・ 軌 道 事 業	2	4,582
農 業 等	2,800	2,143
林 業 等	12	325
鉱 物 の 採 掘 事 業	26	6,079
と び ・ 土 工 工 事 業	1	24
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	12	99
生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業	2	22
港 湾 運 送 業	13	274
倉 庫 業	2	22
貨 物 利 用 運 送 事 業	0	0
航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	4	115
廃 棄 物 処 理 事 業	7	255
木 材 加 工 業	12	198
木 材 市 場 業	4	30
堆 肥 肥 製 造 業	1	17
法 附 則 第 1 2 条 の 2 の 7 第 6 項 関 係	1	1,036
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係	7	904

(ロ) 局別

局 名	課 税 標 準 量	登 録 特 別 徴 収 義 務 者 数
合 計	KL 213,891	124 (42)
長 崎 振 興 局	189,088	88 (14)
県 央 振 興 局	7,379	11 (7)
県 北 振 興 局	14,477	21 (17)
五 島 振 興 局	1,059	2 (2)
壱 岐 振 興 局	436	1 (1)
対 馬 振 興 局	1,452	1 (1)

(ロ) 局別

局 名	免税軽油使用 者数等	課税免除数量
合 計	人 4,326	KL 187,749
長 崎 振 興 局	362	183,907
県 央 振 興 局	3,067	760
県 北 振 興 局	480	2,300
五 島 振 興 局	134	197
壱 岐 振 興 局	197	90
対 馬 振 興 局	86	495

(注) 1 この調は、令和4年度において課税されたもののうち現年度分について記載した。

2 「登録特別徴収義務者数」は令和5年2月末日現在で計上した。なお、()の数は、本店数を示す。